令和６年度

# 事　業　計　画　書

社会福祉法人スキーム福祉の会

# 社会福祉法人スキーム福祉の会

# 令和６年度事業計画　（案）

今年度は医療・障害・介護報酬のトリプル改定が行われ、介護報酬については、現行よりも１．５９％増の改定となっています。内訳としては０．９８％が介護職員の処遇改善分となり、残りの０．６１％がその他の改定分となっていることから、処遇改善分については法に従い、しっかりと職員の処遇改善を図って参りたいと思います。また、一昨年前からの物価高騰により、あらゆる物価が上昇していることから、その他の改定部分でも取得可能な加算は全て取得するようにして安定した施設運営を図って参ります。

今年の始めには能登半島沖にて大規模な地震が発生し、甚大な被害をもたらしました。あらためて災害についての対策及び準備を図る必要があると再確認し、今年度は災害・感染症に対する BCP（事業継続計画）について更に中身を精査し、有事の際に有効で実働可能な計画策定に努めて参ります。

新型コロナウイルスについては昨年から感染症法による２類相当から５類に移行され、制限も緩和されたことから当施設の制限も見直しを行っていますが、まだまだ注意は必要な状況にあります。新型コロナウイルスの他にもインフルエンザやノロウイルス等の集団感染も懸念されることから今年度も感染によるクラスターを発生させることのないようにしっかりと県内の感染状況の確認・把握に努め、随時、感染対策の検討・見直しを行い、職員及びご利用者の安全と利用の安定化を図って参ります。

最後に、今年度も職員間の情報共有をしっかり図り、事故防止対策を徹底することで重大事故を未然に防いで参りたいと思います。

## 理　　念

私たちは、高齢者が安心して暮らせる社会を創造し、地域から愛される存在となるよう、地域福祉の発展に寄与します。

## 経営方針

１．利用者が安心して暮らせる施設を目指します

２．職員が安心して働ける職場づくりに努めます

３．経営の健全性と事業の永続性を確保します

## サービス基本方針

１．私たちは、利用者の立場に立ってサービスを提供します

２．私たちは、家族の安心と信頼を得られるよう努めます

３．私たちは、地域と交流を持ち福祉の拠点となる施設を目指します

４．私たちは、責任感と向上心を持って働きます

令和６年度重点取組

１．　サービスの質の向上

介護保険制度も施行されてから２３年が経過し、ご利用者及びご家族の権利者意識は制度発足当時に比べて非常に大きくなっています。あらためてご利用者に対する言葉遣いや対応等の接遇について評価を行い、ご利用者に安心・安全に過ごして頂けるよう努めて参ります。

２．感染症対策の徹底

新型コロナウイルスを始め、インフルエンザ、ノロウイルス等の集団感染を防止するため、随時の感染症対策会議を開催するとともに、職員及びご利用者への制限等の周知徹底を確実に行い、感染の発生を未然に防止して参ります。

３．リスクマネジメント

重大事故の発生を防止するために、職員間で利用者情報の共有を徹底します。また、ヒヤリハット報告書を活用し、各ユニット会議等で事故防止対策について協議検討・見直しを行い、利用者の状態に沿ったサービスが提供出来るように努めます。

４．防災対策

感染症及び自然災害に対する事業継続計画（BCP）を随時、検討・見直しを行うことで有事の際に備えます。また、事業継続計画（BCP）をもとに研修及び実地訓練を行い、職員の意識強化を図ります。

５．地域貢献（地域交流・貢献委員会）

今年度も総社市社会福祉法人貢献活動推進協議会（ふくしネットそうじゃ）の会員事業所として、協同して同協議会が推進する地域貢献事業や地域の公益的な事業を推進して参ります。

６．働き方改革の推進

今年度は「魅力ある職場づくり」と目標を掲げ職員の処遇面だけに着目するのではなく、組織としても透明性の向上を目指し、コンプライアンスとガバナンスの強化に努めて参ります。

## 管理部門

### １、年間行事

地域のために役立つ活動や利用者の活性化、職員の資質向上及び楽しい職場づくりについて考え、行動致します。

① イベント等計画

| 開催予定月 | イベント内容 | 対象施設 | 主催 |
|---|---|---|---|
| 4 月 | お花見会 | 特養・ショート・ケアデイ | 各事業所 |
| 9 月 | 敬老会 | 特養・ショート・ケアデイ | 各事業所 |
| 10 月 | グリリバふれあい祭 | 特養・ショート・ケアデイ | グリリバふれあい祭実行委員会 |
| 11 月 | もみじ祭り | 特養・ショート・ケアデイ | 各事業所 |
| 12 月 | クリスマス会 | 特養・ショート・ケアデイ | 各事業所 |

| 研修項目 | 研修内容 | 開催月 | 開催部署 | 準備担当・講師 |
|---|---|---|---|---|
| プライバシー保護の取り組みに関する研修 | ・個人情報の管理について<br>・情報漏洩の防止について | 4 月 | 全部署 | 特養生活相談員 |
| 倫理及び法令遵守に関する研修 | 倫理・法令遵守の重要性と知識の向上 | | | |
| 感染症及び食中毒まん延の防止に関する研修・訓練① | 感染症と食中毒対策の基礎的知識や衛生管理の方法 | 5 月 | 特養・ショートデイ・ケア | 各部署看護職員 |
| 介護予防及び要介護度進行予防・介護技術向上に資する研修 | 介護予防の基本的な考え方や効果的な取り組み | | デイ・ケア | デイ介護職員 |
| 非常災害時の対応に関する研修①（感染症編） | 感染症発生時の対応と事業継続計画について | 6 月 | 全部署 | 各部門部長 |
| 高齢者虐待防止に関する研修① | 高齢者虐待防止に資する研修 | 7 月 | 全部署 | 地域包括<br>社会福祉士 |
| 身体拘束排除に関する研修① | 身体拘束となる行為や身体拘束の弊害について | | | 特養生活相談員 |
| 事故の発生・予防・再発防止に関する研修① | サービス提供時に発生しやすい事故を未然に防ぐ方法 | 8 月 | 特養・ショートデイ・ケア | 各部署担当者 |
| ターミナルケア（終末医療）に関する研修 | 看取り介護の基本的理解と推進に資する研修 | | 特養・ショート | 特養看護職員 |
| ハラスメント防止に資する研修 | 快適な職場づくりを目的としたハラスメントについての正しい理解と予防対策 | 9 月 | 全部署 | 在宅部長 |
| 従業者に対する医療（褥瘡含む）に関する教育・研修 | ・高齢者の疾患と救急対応に資する研修<br>・褥瘡の予防と処置に関する知識と技術 | | 特養・ショート | 特養看護職員 |
| 認知症ケアに関する研修 | 認知症の基本的理解とケアに関する研修 | 10 月 | 全部署 | 各部署担当者 |
| 感染症及び食中毒のまん延の防止に関する研修・訓練② | ウイルス感染症の基本的理解と発生時の対応 | 11 月 | 全部署 | 各部署看護職員 |
| 緊急時の対応に関する研修 | ・緊急事態及び事故の発生防止<br>・緊急時別適切な対応方法 | 12 月 | 特養・ショートデイ・ケア | 各部署担当者 |
| 交通安全に資する研修 | 交通安全と法令遵守に関する研修 | | 全部署 | 安全運転管理者 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 高齢者虐待防止に関する研修② | 高齢者虐待防止に資する研修 | 1月 | 特養・ショート | 特養担当者 |
| 身体拘束排除に関する研修② | 身体拘束となる行為や身体拘束の弊害について | | | |
| 接遇に関する研修 | 言葉遣いや訪問時の対応等基本的なビジネスマナーを学ぶ | | デイ・ケア<br>居宅・地域包括 | 各部署担当者 |
| 非常災害時の対応に関する研修・訓練②（地震編） | 地震発生時の対応と事業継続計画について | 2月 | 全部署 | 各部門部長 |
| 精神的ケアに関する研修 | 精神疾患の基本的理解とケアに関する研修 | 3月 | 特養・ショート | 特養看護職員 |
| 事故の発生・予防・再発防止に関する研修② | サービス提供時に発生しやすい事故を未然に防ぐ方法 | | | 特養生活相談員 |
| 入浴介助に資する研修 | 入浴介助に資する技術と知識の向上 | | デイ | デイ担当職員 |
| ※原則ユニット単位での開催とするが、感染症発生の状況によっては開催単位の変更あり | | | | |

② 施設外研修

| | |
|---|---|
| 施設職員生涯研修 | 基礎・初任者・中堅・指導・管理 |
| 認知症研修 | 実践者研修・実践リーダー研修 |
| その他 | 給食に関する研修・地域ケアに関する研修等 |
| | 感染症研修・ﾘｽｸﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ研修等 |
| | 中間管理職研修・ﾕﾆｯﾄﾘｰﾀﾞｰ研修・介護支援専門員研修等 |

## ２．事務担当

① 会議

毎月１回　事業所間連絡調整会議　デイ会議　特養主任・リーダー会議
特養ユニット会議　看護会議　経営会議　職員会議
居宅ミーティング　包括ミーティング　ケアハウスミーティング

② 各種委員会

毎月１回　給食委員会・衛生委員会（ＫＹ活動）・事故防止検討委員会
3か月１回　広報委員会
4か月１回　虐待防止委員会・感染症・食中毒対策委員会・褥瘡対策委員会・身体拘束廃止委員会
適時　研修委員会・グリリバふれあい祭実行委員会・防災委員会・地域貢献、交流委員会

③ 防災訓練計画（Ｒ６年度実施予定）

１回目　夜間想定防災訓練（火災）消防署立ち合い

２回目　　昼間想定防災訓練（火災）

### ３．建物設備維持・管理

厨房内にエアコンの設置

ガス貯蔵庫の取換

電磁扉の入替

### ４．備品等維持・管理

サーバーの入替

## 各事業所計画

（処遇方針）

１．サービスの質の向上

２．感染症対策の徹底

３．リスクマネジメント

４．防災対策

### Ⅰ、特別養護老人ホーム　（従来型）

（処遇方針）

昨年度１月から導入した介護記録システムの活用により、記録業務の効率化を図るとともにご入居者への直接的な支援を充実させ、今まで以上に満足度が高く良質かつ安全なサービスが提供出来るように努めて参ります。

介護、看護、協力医療機関及び協力歯科医院と連携し、口腔ケアの技術向上を図ることで、ご入居者の誤嚥性肺炎での入院リスクを軽減し、更に安定した稼働率の維持・向上に努めます。

１．サービスの質の向上

＜ケアマネ・相談＞

・入所申込の段階で申込者のニーズを傾聴し不安の解消に努めるとともに、入所決定プロセス、及び入所後のコミュニケーションの充実により信頼の構築を図ります。

・入退所に伴う期間の短縮、及び協力医療機関との情報共有と交渉による入院期間の短縮を図り、施設での生活期間の継続と支援の充実に努めます。

・昨年度に着手した介護記録システムについて現場職員の声を聞きながら活用の幅を広げカスタマイズしていくことで利便性と操作性の向上に努めます。また、介護請求システムの導入によって、入退所管理、記録、請求処理の一元化を目指します。

・ご入居者の生活歴やご意向をふまえて現在の状態を把握することで、お一人お

ひとりのニーズに合わせた介護支援計画の立案を行います。

・関係職種と連携して、ケアプランに基づく質の高いケアが提供できるように努めます。

＜看護＞

・協力歯科医院との連携を密に行い、口腔清掃や口腔衛生の技術向上を図るとともに、誤嚥性肺炎のリスクが高い経管栄養の方の口腔ケアを１日２回実施し、誤嚥性肺炎の軽減に努めます。

・ご入居者またはご家族の不安や悩みに寄り添い、お互いに対等な信頼関係を築くために、接遇向上に努めて参ります。①身だしなみ　②あいさつ　③表情　④態度　⑤言葉遣いに重点を置き、３ヵ月に１回「自己チェックシート」を使用し見直しを行うことで接遇マナーの向上に努めます。

・ご入居者の健康管理をする上で、協力病院との連携・情報を密にし、体調不良者が発生した場合には迅速な対応が出来るよう努めます。

＜介護＞

・介護記録システムを使用することで迅速な情報共有を図り、統一したケアの提供に努めます。また、記録業務の短縮でご入居者の気持ちに寄り添った関りの時間が増やせるよう職員一人ひとりの意識向上に努めます。

・根拠に基づいたケアを実践できるよう職員一人ひとりの特性に合わせた目的・目標を設定し指導を行うことで、スキルにばらつきのない人材育成に取り組みます。

・事故予防委員の役割を明確にし、委員を中心に多角的な視点で事故やヒヤリハットの振り返りを行い、再発防止に努めます。

＜栄養（給食）＞

・食事摂取基準を基にニーズ・介護状態・食事形態を考慮し、他職種連携のもと個別対応に努めます。

・感染症対策を継続しながら、行事食・参加型イベントを計画し、食事の楽しみを増やせるよう努めます。

・マニュアルに沿った調理及び食事管理を行い、食品衛生上の不備による事故を未然に防ぐとともに食中毒・感染症対策に努めます。

・５類に移行した新型コロナウイルス感染症対応を含む給食マニュアル・及び災害時栄養・給食マニュアルの見直しを行い、災害時のマニュアルなどを職員に周知します。

＜機能訓練＞

・ご入居者お一人おひとりに合わせた自立支援計画を意識して生活リハビリプロ

グラムの計画、立案を行ないます。身体機能面、認知機能面の変化に沿ったプログラムとなる様に三カ月毎に多職種間で話し合いの場を設け、見直しと更新を行います。身体機能や日常生活動作能力の残存機能の低下を助長しない様に過介助予防を徹底します。

・形式的な話し合いの場（会議やカンファレンスなど）だけでなく、普段の介護場面の中等で職員間で声を掛け合う機会を増やして多職種間において情報共有を徹底して行います。

・動的レクリエーション（体操、散歩、園芸活動など）と静的レクリエーション（手作業、動画鑑賞、外気浴など）をバランス良く企画し、好みの過ごし方をご入居者自身で選択できる環境を提供する等、余暇時間の充実を図ります。

・専門的な知識を高め、ご入居者お一人おひとりに合わせたリハビリ（生活リハビリ、個別リハビリ）の提供に努めます。

２．感染症対策の徹底

・新型コロナウイルスをはじめ、感染症予防の取り組みを継続し、集団感染発生の防止を図ります。また、感染症発生時にスムーズな対応ができるよう、発生を想定したシミュレーションの実施、研修を行い感染対策の強化を図ります。

３．リスクマネジメント

・事故防止委員を中心に、ヒヤリハット報告書の集計や振り返りを行うことで、原因の追究や他ユニットの対応、また発生しやすい事案を確認し介護事故の発生予防に努めます。

・介護・看護で使用する機器や備品の点検・整備を行い、ご利用者に安全なサービスの提供を行います。

４．防災対策

・施設全体で行われる各種の避難訓練に参加し、防災に対する知識の習得・向上を図り、ご利用者の安全確保に努めます。

【行事計画】

＜行事関係＞

| | |
|---|---|
| 年間行事 | お花見・ふれあい祭り・敬老会 |
| 季節行事 | お正月・節分・ひな祭り・夏祭り・運動会・もみじ祭り<br>クリスマス会・忘年会 |
| 週間行事 | おやつ作り・園芸・音楽 |

＜栄養（給食）＞

| 月 | 行事食 | 月 | 行事食 |
|---|---|---|---|

| | | | |
|---|---|---|---|
| 4月 | お花見弁当 | 10月 | 大判焼き |
| 5月 | ピザ作り | 11月 | 秋祭り |
| 6月 | デザートバイキング | 12月 | クリスマス行事食　お弁当 |
| 7月 | 夏祭りイベント | 1月 | お正月行事食 |
| 8月 | アイスクリーム | 2月 | 節分巻き寿司　握り寿司 |
| 9月 | 敬老の日行事食 | 3月 | ひな祭り行事 |

## Ⅱ、特別養護老人ホーム　（ユニット型）

（処遇方針）

昨年度１月から導入した介護記録システムの活用により、記録業務の効率化を図るとともにご入居者への直接的な支援を充実させ、今まで以上に満足度が高く良質かつ安全なサービスが提供出来るように努めて参ります。

介護、看護、協力医療機関及び協力歯科医院と連携し、口腔ケアの技術向上を図ることで、ご入居者の誤嚥性肺炎での入院リスクを軽減し、更に安定した稼働率の維持・向上に努めます。

１．　サービスの質の向上

＜ケアマネ・相談＞

・入所申込の段階で申込者のニーズを傾聴し不安の解消に努めるとともに、入所決定プロセス、及び入所後のコミュニケーションの充実により信頼の構築を図ります。

・入退所に伴う期間の短縮、及び協力医療機関との情報共有と交渉による入院期間の短縮を図り、施設での生活期間の継続と支援の充実に努めます。

・昨年度に着手した介護記録システムについて現場職員の声を聞きながら活用の幅を広げカスタマイズしていくことで利便性と操作性の向上に努めます。また、介護請求システムの導入によって、入退所管理、記録、請求処理の一元化を目指します。

・ご入居者の生活歴やご意向をふまえて現在の状態を把握することで、お一人おひとりのニーズに合わせた介護支援計画の立案を行います。

・関係職種と連携して、ケアプランに基づく質の高いケアが提供できるように努めます。

＜看護＞

・協力歯科医院との連携を密に行い、口腔清掃や口腔衛生の技術向上を図ると共に、誤嚥性肺炎のリスクが高い経管栄養の方の口腔ケアを１日２回実施し、誤嚥性肺炎の軽減に努めます。

・ご入居者またはご家族の不安や悩みに寄り添い、お互いに対等な信頼関係を築く

ために、接遇向上に努めて参ります。①身だしなみ　②あいさつ　③表情　④態度　⑤言葉遣いに重点を置き、3ヵ月に1回「自己チェックシート」を使用し見直しを行うことで接遇マナーの向上に努めます。

・ご入居者の健康管理をする上で、協力病院との連携・情報を密にし、体調不良者が発生した場合には迅速な対応が出来るよう努めます。

＜介護＞

・介護記録システムを使用することで迅速な情報共有を行い、タイムリーなケアの提供に努めます。また、記録業務の短縮によりご入居者の気持ちに寄り添った関りの時間が増やせるように職員一人ひとりの意識向上に努めます。

・外部研修等で得た知識を職員間で共有し、ユニット内の専門性の向上を目指すとともに、根拠を持ったケアの実践ができる人材の育成に取り組みます。

・事故防止委員を中心に事故やヒヤリハット事案を個々のリスクを勘案して振り返りを行うとともに、ご入居者やご家族との信頼関係の構築に努め、リスクの最小化に努めます。

＜栄養（給食）＞

・食事摂取基準を基にニーズ・介護状態・食事形態を考慮し、他職種連携のもと個別対応に努めます。

・感染症対策を継続しながら、行事食・参加型イベントを計画し、食事の楽しみを増やせるよう努めます。

・マニュアルに沿った調理及び食事管理を行い、食品衛生上の不備による事故を未然に防ぐとともに食中毒・感染症対策に努めます。

・５類に移行した新型コロナウイルス感染症対応を含む給食マニュアル・及び災害時栄養・給食マニュアルの見直しを行い、災害時のマニュアルなどを職員に周知します。

＜機能訓練＞

・ご入居者お一人おひとりに合わせた自立支援計画を意識して生活リハビリプログラムの計画、立案を行ないます。身体機能面、認知機能面の変化に沿ったプログラムとなる様に三カ月毎に多職種間で話し合いの場を設け、見直しと更新を行います。身体機能や日常生活動作能力の残存機能の低下を助長しない様に過介助予防を徹底します。

・形式的な話し合いの場（会議やカンファレンスなど）だけでなく、普段の介護場面の中等で職員間で声を掛け合う機会を増やして多職種間において情報共有を徹底して行います。

・動的レクリエーション（体操、散歩、園芸活動など）と静的レクリエーション（手

作業、動画鑑賞、外気浴など）をバランス良く企画し、好みの過ごし方をご入居者自身で選択できる環境を提供する等、余暇時間の充実を図ります。

・専門的な知識を高め、ご入居者お一人おひとりに合わせたリハビリ（生活リハビリ、個別リハビリ）の提供に努めます。

２．感染症対策の徹底

・新型コロナウイルスをはじめ、感染症予防の取り組みを継続し、集団感染発生の防止を図ります。また、感染症発生時にスムーズな対応ができるよう、発生を想定したシュミレーションの実施、研修を行い感染対策の強化を図ります。

３．リスクマネジメント

・事故防止委員を中心に、ヒヤリハット報告書の集計や振り返りを行うことで、原因の追究や他ユニットの対応、また発生しやすい事案を確認し介護事故の発生予防に努めます。

・介護・看護で使用する機器や備品の点検・整備を行い、ご利用者に安全なサービスの提供を行います。

４．防災対策

・施設全体で行われる各種の避難訓練に参加し、防災に対する知識の習得・向上を図り、ご利用者の安全確保に努めます。

【行事計画】

＜行事関係＞

| | |
|---|---|
| 年間行事 | お花見・ふれあい祭り・敬老会 |
| 季節行事 | お正月・節分・ひな祭り・夏祭り・運動会・もみじ祭り<br>クリスマス会・忘年会 |
| 週間行事 | おやつ作り・園芸・音楽 |

＜栄養（給食）＞

| 月 | 行事食 | 月 | 行事食 |
|---|---|---|---|
| 4月 | お花見弁当 | 10月 | 大判焼き |
| 5月 | ピザ作り | 11月 | 秋祭り |
| 6月 | デザートバイキング | 12月 | クリスマス行事　お弁当 |
| 7月 | 夏祭りイベント | 1月 | お正月行事食 |
| 8月 | アイスクリーム | 2月 | 節分巻き寿司　握り寿司 |
| 9月 | 敬老の日行事食 | 3月 | ひな祭り行事 |

## Ⅲ、デイサービスセンター

（処遇方針）

今年度は医療・障害・介護報酬のトリプル改定が行われ、各種加算にも変更が生じています。算定要件を的確に把握し可能な限り加算の取得に努めてまいります。

また、昨年度より新たに開始した「学習療法」「脳機能訓練」を継続して取り組み、外部への発信を通じて当事業所の特色を確立し、要支援者を含む軽度者の新規獲得にも努めてまいります。

新型コロナウイルスについては昨年から感染症法による２類相当から５類に移行され、世間一般では制限も緩和されていますが、高齢者施設である事を鑑み、感染症を持ち込まない・持ち出さない・拡げないよう、継続して職員への注意喚起を行うと共に、クラスター発生等が原因で営業停止にならないよう、事業の継続を視野に入れた感染症予防対策の徹底に努めてまいります。

１．サービスの質の向上

＜相談＞

・求められるサービスが提供出来るようご家族・ご利用者のニーズを把握し、職員間の情報共有を確実に行います。

・ご家族・ケアマネジャーへの的確かつ細目な情報発信を行い、関係構築に努めます。

＜看護＞

・日々のバイタルチェック及び基本情報からご利用者の既往歴・疾病等の状態を把握し、異常の早期発見に努めると共に、ご家族への助言や健康相談に対応する事で在宅生活の継続を支援します。

・ご家族や医療関係者、他事業所との連携を図り、チームケアによる医療対応を行う事で、包括的に健康維持を支援します。

・ご利用者の身体機能や生活環境等を把握し、その方が在宅生活を継続する為に必要な訓練を計画実施する事で、ご利用者の身体機能の維持向上に努めます。

＜介護＞

・ご利用者が在宅生活における日常生活動作を維持・向上出来るよう「待つ介護」「しすぎない介護」を実践し、過剰な介護による身体機能の低下・予防に努めます。

・「ご利用者を見る」「ご利用者の声を聴く」事を重視し、個人の能力や価値観に合わせたケアに取り組み、ご利用者の内面的モチベーションを引き出す事でご利用者の自立（自律）を支援します。

・質の高い個別対応を実践する為、ご利用者の状態に合わせた根拠のある介護を標準的に実施します。

２．感染症対策の徹底

・感染症に関する研修等を通じて知識や対処方法法等の技術向上に努め、感染症の発生や蔓延を防止します。

・厚生労働省の通知等に準じ、感染状況や時期に応じて自事業所に即した柔軟な感染予防対策の実施に努めます。

・マスクの着用や手指消毒、検温、使用物品の消毒等、徹底した感染予防対策を行う事で、感染症の発生及び蔓延防止に努めます。

３．リスクマネジメント

・送迎時は安全運転に努めるよう、常に職員の注意喚起を促します。また、各職員の運転技術を配慮した送迎担当者の配置を行い、交通事故の予防に努めます。

・これまでのヒヤリハット報告書を見直し、発生しやすいリスクを再確認するとともに、改善策の実施と効果の検証を繰り返し行う事で、介護事故の発生予防に努めます。

・事業継続計画に基づいて、委員会の開催、指針の策定、研修や訓練を実施し、必要に応じて内容の見直しを行うことで、災害時等でも事業が継続できるよう努めます。

４．防災対策

・火災を想定した施設全体で行われる避難訓練に参加し、防災の知識習得と意識の向上に努めます。

【行事予定】

| 月 | 行　事　内　容 |
|---|---|
| 4 月 | 壁画（鯉のぼり） |
| 5 月 | 千羽鶴 |
| 6 月 | 千羽鶴 |
| 7 月 | 壁画（海） |
| 8 月 | 夏祭り |
| 9 月 | そうめん流し |
| 10 月 | 壁画（彼岸花） |
| 11 月 | バーチャル旅行 |
| 12 月 | 壁画（正月飾り） |
| 1 月 | 餅つき |
| 2 月 | 男の料理教室 |
| 3 月 | 壁画（桜） |
| その他 | 握り寿司等 |

## Ⅳ、ケアハウス

（処遇方針）

昨年より新型コロナウイルスが５類に移行し、制限が少しずつ緩和されています。しかし、高齢者施設では集団感染を引き起こす可能性が高く油断は禁物です。引き続き、マスク着用、手指消毒などの感染予防に努め、ご入居者に安心かつ安全な生活を送って頂けるよう努めてまいります。

また現在ケアハウスは幅広い年齢層の方が入居されており、心身機能や生活に対するニーズが多様化してきています。それぞれの入居者の生活に対する意向を把握し、入居者の元気で生き生きとした生活を、可能な限り提供出来る様、考えていきたいと思います。

１．サービスの質の向上

＜相談＞

・ご入居者の状態変化や現在の様子をご家族やケアマネジャーに随時、詳細に発信し、信頼関係の構築に努めます。

・各地域包括支援センターや居宅介護支援事業所のケアマネジャー、病院のソーシャルワーカーへ空室状況や待機者などの情報を発信し、新規申込者の獲得に努めます。

・申し込み時や契約時にケアハウスの特性や規則などについてより分かりやすい説明を行うことを徹底し、ご入居者、ケアマネジャー、ご家族がしっかりと理解、納得して頂ける様に努めます。

＜介護＞

・個々の生活スタイルを尊重しつつ、自立支援を妨げない様暮らしやすい住居の提供及び環境整備に努めます。

・異なる世代の入居が増え、日々の過ごし方、価値観の多様化が進んでいます。平等・公平の視点を踏まえながら、人間関係や個々の考え方に配慮し、可能な限り入居者皆様へ楽しみのある生活の提供に努めます。

２．感染症対策の徹底

・共有スペースへの出入り、外出時などマスクの着用、手洗い及び手指消毒の励行を徹底し、感染症のリスクを下げることで蔓延防止に努めてまいります。

・懇談会などを通じ、最新の感染症の流行を伝えたり、外出先での行動について留意点などの情報を発信することで感染症を持ち込まないための注意喚起を行い、施設内での感染症の発生防止に努めます。

３．リスクマネジメント

・ご入居者の生活動線や個人の日常生活動作の能力を把握し、環境整備や適切な介

護保険サービス利用の提案を行うことで、生活に不十分な部分をサービス等で補完し、自立生活の継続を支援します。またご入居者の異常を早期に発見し、重篤化を防ぐことで、1日でも長くケアハウスでの生活を送ることができるよう努めます。

・事業継続計画に基づいて、委員会の開催、指針の策定、研修や訓練を実施し、必要に応じて内容の見直しを行うことで、災害時等でも事業が継続できるよう努めます。

4．防災対策

・年 2 回の防災訓練へ参加し、避難動作をご入居者の方に習得していただく事で、夜間や職員不在時でも無事に避難していただけるよう努めます。

・共有スペースや外回りなど、災害時や非常時に避難の妨げにならないよう環境整備に努めます。

| 月 | 行　　事 | 月 | 行　　事 |
|---|---|---|---|
| 4月 | 花見散策 | 10月 | 総社市菊花展見学 |
| 5月 | 母の日祝い膳 | 11月 | 紅葉散策 |
| 6月 | 父の日祝い膳 | 12月 | クリスマス喫茶 |
| 7月 | 流しそうめん | 1月 | 新年の祝い膳 |
| 8月 | かき氷 | 2月 | にぎりずし |
| 9月 | 敬老会 | 3月 | おはぎ |

## Ⅴ、居宅介護支援事業所

（処遇方針）

令和６年度の介護保険法改正により基本報酬単位数が改定され、現行から増加します。報酬は微増ですが、今回の改定により介護支援専門員として益々業務量が増え、厳しい内容となっています。また支援させていただく対象は本人だけでなく、本人を支えるご家族も含むため様々な問題があります。多種多様なケースに対応できるよう多職種と連携しながら介護支援専門員として資質向上に努め、取り組んで参ります。

1．サービスの質の向上

・専門員として根拠に基づいたアセスメント実施をするために「適切なケアマネジメント手法」を用いて学習し、介護支援専門員としての専門知識の習得に取り組んでまいります。

・改正された内容の課題分析標準項目に沿ってアセスメントシートを作成し、課題やニーズの把握を行い、よりご利用者及び時代に合ったケアマネジメントが行え

るよう努めます。

２．感染症対策の徹底

・感染症の予防やまん延の防止について施設内で行われる研修会への参加や発信される情報を収集し、感染症対策に関する知識を深め、感染症対策の徹底を図ります。

３．リスクマネジメント

・改正された箇所の確認を行い、やらなければならないことを見落とさないことで運営基準減算を回避し、確実に収益が確保できるよう努めます。

・事業継続計画に基づいて、委員会の開催、指針の策定、研修や訓練を実施し、必要に応じて内容の見直しを行うことで、災害時等でも事業が継続できるよう努めます。

４．防災対策

・施設全体で行われる火事や災害などを想定した避難訓練などに参加し、防災の知識習得と知識の向上に努めます。

## Ⅵ、地域包括支援センター

（処遇方針）

　地域包括支援センターとして高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を市・地域住民・各社会資源等と連携を取りながら包括的に支え、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと生活を続けられるよう支援をしてまいります。また、一つの世帯で多様かつ複合的な課題を抱えているケースが増えてきており、より幅広い知識や関係機関との連携が必要となっています。こういったケースにも適切に対応が行えるよう職員の資質向上に努めてまいります。

１．サービスの質の向上

多様な課題に対応できるよう、研修会への参加や他機関との関係づくりを積極的に行い、知識や技術の向上とネットワーク作りに努めます。

２．感染対策の徹底

外部への出入りが多い部署なので、引き続き職員の手指消毒・マスクの着用を徹底し、「感染症を持ち込まない・蔓延させない」姿勢で、感染症予防に努めます。

３．リスクマネジメント

感染症や災害時でも、出来る限り事業が継続できるよう事業所内で所属法人の事業継続計画の周知徹底を図って参ります。

４．防災対策

施設内の防災訓練、避難訓練に参加し、有事の際に避難援助がスムーズに行えるよう日頃からの防災意識を徹底します。